

# 公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

## 第11回社員総会 議事要旨

### 1 決議があったものとみなされた日

2025年1月20日（月）

### 2 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

#### 第1号提案 理事の選任

定款第21条第1項の規定により、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会の理事として、次の者を選任すること。なお、理事の選任に伴い、千代 光一 事務次長・業務執行理事及び河原 隆子理事は、辞任します。

#### 理事

八山 幸司（前経済産業省通商政策局通商交渉官）

望月 澄枝（横浜商工会議所 女性会 会長）

#### 第2号提案 常勤理事の報酬の額

定款第11条第1項第2号及び第26条第1項、役員報酬等並びに費用に関する規程第3条第2項に基づき、記載の常勤理事の報酬等の上限額について決定すること。

### 3 議事の経過及び結果

2025年1月14日、事務総長・代表理事の河村 正人が社員の全員に対して、第11回社員総会の決議の目的である事項について提案した。当該提案につき、2025年1月20日に社員の全員から書面により同意の意思表示を得たため、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第58条第1項（定款第17条）に基づき、社員総会の決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた。